

日野町監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和6年度に実施した定期監査結果を下記のとおり公表する。

令和7年3月27日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および 令和6年7月19日（金）午後1時30分～午後2時55分
監 査 場 所 日野町役場 4階 第1委員会室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監査対象機関 上下水道課
4. 監 査 対 象 上下水道課の分掌する事務全般および次の事項について
主たる監査事項 ○令和5年度未納金徴収実績（水道使用料、公共下水道および農業
集落排水使用料、公共下水道受益者負担金）について
○農村集落排水処理場の現状と課題、今後のあり方について
5. 監 査 手 続 令和6年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者
から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監 査 の 結 果 水道事業の5月31日現在の未収金のうち工事負担金未収金（過年度
分）については、前年度の同時期より微減しているものの、依然大きな
ウェイトを占めている。10年以上前の民間水道事業者から移管による
新たな加入負担金等が主なものであるが、年数も経過していることから
当時の書類等を調査検証したうえで、不能欠損処理も含めた対応を検討
されたい。なお、上水道、下水道ともに滞納者の生活実態等を把握し、
高額滞納者や悪質な滞納者に対しては滞納額がこれ以上増えないよう、
各手段を用いて対応すること。
農村集落排水処理施設については、すべての処理場が平成元年から
10年に供用開始しており、かなりの年数が経過している。そのような
状況のなか、現在3巡目の機能強化事業に着手するなど長寿命化に取り
組まれていることは評価できる。今後は農村下水道の将来的な公共下水
道への接続も含めて、長期的な構想を立て、計画的に実施されたい。
なお、上水道・下水道施設の維持・管理には専門的な知識と技術が必要
であるため、それらを継承していくための技術職員の確保・育成にも
取り組まれたい。